

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在の会社B（以下「事業場」という。）にパートタイム労働者として雇用され、レジ打ち、商品管理、顧客の呼び込み、チラシ配布等の業務に従事していた。

請求人及び事業場関係者によると、請求人は、平成〇年〇月〇日午後2時30分頃、事業場近辺の歩道で顧客の呼び込み及びチラシ配布の業務を行っていたところ、激しいめまいが生じて意識を失い、転倒して負傷したとしている（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、C病院に救急搬送され、「脱水症、頭蓋骨骨折の疑い、両肩打撲傷、右前腕打撲傷、脳出血の疑い」と診断された。

請求人は、本件災害による上記傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の上記傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

3 当審査会の判断

- (1) 請求人は、暑い最中に事業場の前の歩道上（以下「業務場の外」という。）で、顧客の呼び込み、チラシ配布等の業務に従事していた際に、熱中症を発症して倒れたものであり、業務上の事由による疾病である旨主張しているため、以下において検討する。
- (2) 本件災害は、事業場の外で起きているが、上司であるD次長の「その日出勤した人員で、1時間単位で交代してチラシ配布と店頭呼び込みを実施する。」との申述があることから、本件災害は請求人が業務命令に基づいて事業場の外で業務遂行中に発生したものであると認められる。
- (3) 災害発生状況等報告書によれば、請求人の業務開始時刻は平成〇年〇月〇日午後2時であり、意識を失って倒れた時刻は、請求人によると同日午後2時30分頃であるとしている。
- (4) 請求人が意識を消失した平成〇年〇月〇日午後2時30分頃のAの気象状況は、気象庁資料によれば、1時間ごとの測定値で、午後2時は、天気晴、気温37.2℃、湿度35%となっている。これをもとに請求人が倒れた際の熱ストレスの評価に用いる暑さ指標である湿球黒球温度（Wet-Bulb-Globe Temperature; WBGT）を日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針」Ver. 3により推定すると29℃であるが、このWBGT推定値は室内で日射なしの条件のものであり、炎天下においてそのまま適用すると実

測値より過小評価になるとされていることから、請求人が業務を行っていた炎天下の屋外でのWBGTは30℃を超えていた可能性を否定できない。

厚生労働省の「熱中症の予防対策におけるWBGTの活用について」（平成17年7月29日付け基安発第0729001号）によると、発症日の平成〇年〇月〇日（暑熱順化は既に起きていると考えられる）における請求人が行っていた軽作業におけるWBGT基準値（この温度を超えた場合、熱中症が発生するリスクが高まるとされる閾値）は30℃である。

(5) 本件においては、熱中症のリスクが高まるとされる閾値に相当する暑熱環境下の作業であったことに鑑みると、熱中症を発症する可能性はあったと史料される。しかしながら、マラソン等の激しい運動の場合には30分程度の暑熱環境ばく露で熱中症を発症することはありうるとされているが、請求人が行っていた30分程度の軽作業では通常発症しないと考えられる（環境省熱中症環境保健マニュアル2014）。事実、請求人は休業することなく職務に復帰しており、熱中症であったとしても軽症であったと考えられ、請求人が倒れた後、同僚らによって頭部や腋の下の冷却、経口補液剤（OS1）の補給が行われるなどの適切な処置が迅速になされたことで、その症状は、C病院受診時には既に治ゆしていたものと判断される。

(6) 事実、決定書理由第2の2の(2)イに説示のとおり、C病院においては、請求人を熱中症と診断しておらず、熱中症に対する治療を行っていないことが認められる。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。